

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件三件 三六四
- 小型定置漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 三六五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三六五
- 落札者を決定した件 三六六

告 示

福島県告示第五百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年九月十五日から令和九年一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規
（変更後）DCM株式会社

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規
（変更後）DCM株式会社
代表取締役 神谷 浩邦
- 三 変更した年月日
令和八年三月一日
- 四 届出年月日
令和八年九月二日
- 五 届出をした者
DCM株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和八年九月十五日から令和九年一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM会津若松店 福島県会津若松市神指町四合字幕内南六百三十二番地一ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規
（変更後）DCM株式会社
代表取締役 神谷 浩邦
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規
（変更後）DCM株式会社
代表取締役 神谷 浩邦
- 三 変更した年月日
令和八年三月一日
- 四 届出年月日
令和八年九月二日

五 届出をした者
DCM株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年九月十五日から令和九年一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM矢野目店 福島県福島市南矢野目字高畑二十一番地十一

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社

(変更後) 代表取締役 石黒 靖規

(変更後) DCM株式会社

(変更後) 代表取締役 神谷 浩邦

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社

(変更後) 代表取締役 石黒 靖規

(変更後) DCM株式会社

(変更後) 代表取締役 神谷 浩邦

三 変更した年月日

令和八年三月一日

四 届出年月日

令和八年九月二日

五 届出をした者

DCM株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則(令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。)第四条第一項第十一号に掲げる小型定置漁業につき、規則第十一條第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和八年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

第一 制限措置

一 漁業種類

小型定置漁業

二 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

三

三 操業区域

漁業権者の同意があった共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深二十七メートル未満の漁場であつて漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域

四 漁業時期

(1) さけを対象とするとき 毎年九月二十日から十一月十五日まで

(2) さけ以外を対象とするとき 周年

五 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者。法人にあつては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和八年九月十五日から同年十月十五日まで

(水産課)

福島県告示第五百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、北移地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年九月十六日から

同年十月五日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告と

公 告

して、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

公告第 1 7 7 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 15 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 7 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町 7 番 22 号
- 5 落札金額
93,170,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
令和 8 年 5 月 29 日

(職員業務課)